

再生可能エネルギー買い取り中断の早期解除を求める意見書

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から3年9か月が経過した。しかし、原子力災害はいまだに収束していないことに加え、浪江町は県内外に全町民が避難生活を余儀なくされており、極めて厳しい状況が続いている。

浪江町は今、日々の課題や長期にわたる復興・再生に向け困難な課題に取り組んでいる。同時に原子力に依存しない、安全・安心で持続発展可能な社会が必要との認識のもと、再生可能エネルギーの施策を復興の大きな柱と位置付け、全国と世界に発信できる研究機関や関連産業立地の一体的な施策の実現に向け、全力で推進しているところである。

特に福島県は、平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、世界初の本格的な事業化を目指した大型浮体式洋上風力の実証研究や独立行政法人産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所」の本年4月開所等の取組を踏まえ、福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指す方針が明記されたところである。

こうした中、東北電力(株)は、電力の安定供給に支障が生じる可能性があるとして、系統接続保留が決定されたことは、当町はもとより新たな産業振興、再生可能エネルギー推進と被災地の復興・再生の根幹を揺るがす重大な問題である。

よって、国は再生可能エネルギー事業の更なる拡大推進を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 電力系統の広域連携の強化、揚水発電や蓄電池の活用等により、電力需給の調整力を増強するなど電力事業者への助言、指導を強化し、買い取り中断の早期解除の対策を講じること。
2. 既に事業に着手した再生可能エネルギー発電事業者への経過措置及び系統接続保留の早期解除のための対策を講ずること。
3. 再生可能エネルギーの継続的な導入促進を図るため、国の主導による送電網の増強策を積極的に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

福島県双葉郡浪江町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、復興大臣 宛て